

○三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱

令和元年6月3日

告示第18号

改正 令和2年2月28日告示第23号

令和3年3月31日告示第82号

令和4年3月31日告示第107号

令和5年3月27日告示第68号

令和5年3月30日告示第119号

令和6年3月28日告示第83号

令和7年6月30日告示第247号

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から三豊市へ移住する者に対し、予算の範囲内で三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援事業 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・起業、就業型))(以下「交付金」という。)を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。
- (2) 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型) 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件(一般)、就業に関する要件(専門人材)、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項に規定する「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができるものとする。
 - ア 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
 - イ 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- (2) 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 補助金の交付申請時において、転入後1年以内であること。
 - イ 補助金の交付申請日から5年以上、三豊市に継続して居住する意思を有していること。
- (3) その他の要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本人又は外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。)であること。
 - ウ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び三豊市税を完納していること。
 - エ 補助対象者は、過去10年内に補助対象者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、申請時から5年以上経過した後、18歳以上となつたことについて県及び市が認める場合を除く。
 - オ 補助対象者を含む全ての世帯員が、三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和5年三豊市告示第120号)に基づく三豊市結婚新生活支援事業補助金を受給していないこと。
 - カ その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項に規定する「就業に関する要件(一般)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援金対象法人に就業していること。
- (5) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。
 - ア 補助対象者が、香川県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 香川県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日
 - イ 補助対象者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日
- (6) 補助対象者が、移住支援金対象法人に、補助金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 4 第1項に規定する「就業に関する要件(専門人材)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。
 - (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- 5 第1項に規定する「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (2) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常に通勤しないこと)とし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (3) 所属先企業等が、国のデジタルデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。
- 6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、本市への移住前から本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、農林水産業等に就業するなど、地域の労働力及び担い手の確保に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 次の各号に掲げる支給対象者となる関係人口の要件のいずれかに該当するもの
 - ア 三豊市に通学、通勤又は居住をしたことがある者
 - イ 三豊市にふるさと納税をしたことがある者
 - ウ 三豊市の参加する移住関連イベントに参加したことがある者
 - エ 多拠点で生活しており、三豊市を拠点の一つとしている者
 - (2) 次の各号に掲げる地域の労働力及び担い手確保の要件のいずれかに該当するもの
 - ア 農林水産業に就業する者
 - イ 伝統工芸の担い手として就業する者
 - ウ 公共交通機関の運転手として就業する者
 - エ 医療・福祉に就業する者
- 7 第1項に規定する「起業に関する要件」とは、補助金の交付申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を受けていることをいう。
- 8 補助対象者が、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付申請時において、同一世帯に属していること。
 - (3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付申請時において転入後1年内であること。
 - (4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- 9 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帶同して移住し、18歳未満の世帯員に係る加算額(以下「子育て世帯加算」という。)を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は、子育て世帯加算の対象とする。
 - (2) 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。
- (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身世帯の場合にあっては60万円とする。
- 2 前条第9項に規定する子育て世帯加算は、18歳未満の者1人につき30万円とする。
- (補助金の交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を市長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。
- 2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 写真付き身分証明書又はその写し(提示により本人確認できる書類)
 - (2) 移住元の住民票の除票の写し等(移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地が確認でき、申請者と同一世帯であったことがわかる書類)
 - (3) 住民票の写し(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の転入日が確認できるもので、申請者と同一世帯であることがわかる書類)
 - (4) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
 - (5) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名)が確認できるものに限る。)
 - (6) 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業先企業等の就業証明書(就業に関する要件用)(様式第2号)
 - (7) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たす者である場合は、就業証明書(テレワークに関する要件用)(様式第3号の1又は様式第3号の2)
 - (8) 移住支援金対象者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書(関係人口に関する要件用)(様式第4号の1又は様式第4号の2)

- (9) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等で、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた者の場合)
- (10) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた法人経営者又は個人事業主の場合)
- (11) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた法人経営者又は個人事業主の場合)
- (12) 東京23区内の大学等の在学期間を確認できる卒業証明書等の書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者の場合)
- (13) 申請者が第3条第6項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定通知書の写し
- (14) 香川県税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯全員の滞納がないことを証明する書類)
- (15) 三豊市税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯全員の滞納がないことを証明する書類)
- (16) 三豊市債権者登録申出書
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當であると認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに東京圏UJIターン移住支援事業補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定者から補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者又は前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に、本市から転出した場合
- (2) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合
- (3) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
- (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合

2 市長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

3 交付決定者及び補助金受給者(以下「補助金受給者等」という。)は、三豊市が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者等の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合において、転出期間は、1年以内とし、補助金受給者等は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市町村へ転出することの証明書(様式第8号)を提出しなければならない。

5 市長は、補助金受給者等から前3項に規定する書類の提出がない場合で、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者等の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

(返還請求)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者等に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
- (2) 補助金の交付申請日から3年未満で本市から転出した場合 全額
- (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
- (4) 申請者が第3条第3項又第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (5) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第3号エの規定は、令和2年4月1日から適用する。
(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者について

は、従前の例による。

附 則(令和3年告示第82号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第107号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年告示第68号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

附 則(令和5年告示第119号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第83号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第247号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。